

令和元年5月10日

令和元年度 学校いじめ防止基本方針

あきる野市立一の谷小学校

校長 遠藤 桂一

1 いじめ防止に関する基本的な方針

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるなど、人間として絶対に許されない行為である。そのことを児童に認識させ、相手を思いやる心情を育むことをとおして、いじめのない学校をつくる。

(2) いじめの定義

児童に対して当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童) が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む) であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) いじめ防止の基本的な考え方

- 「いじめ撲滅三原則」を徹底し、いじめを絶対に許さない毅然とした態度で指導にあたる。
- 特別支援教育の推進を図り、児童一人一人を大切にした指導をとおして、児童の自己有用感を育む。
- いじめ防止に向けて「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて計画的、組織的な取組を推進する。
- 教師一人ひとりの、いじめの兆候を確実に把握する感覚といじめを迅速に解決する能力を高める。
- 保護者・地域・関係諸機関と連携した取組を推進し、協力していじめ防止にあたる。

2 組織(4つの取組との関連)

- 「未然防止」「早期発見」「早期対応」については、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、特別支援チーフコーディネーター等による「いじめ・不登校防止対策委員会」を中心に、組織的に対応する。
- 重大事態が発生した場合には、上記「いじめ・不登校防止対策委員会」にスクールカウンセラー、主任児童委員、PTA会長、町内会長、子供達の安全を守る地域の会の代表を加えた「いじめ調査委員会」を設置し、事実関係を明確にし、事態解決に向けて速やかに対応する。

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) 前年度の取組の評価

- ア 前年度の「いじめ」の実態
 - ・「いじめ」の件数24件。
 - ・「いじめ」に対する指導状況。当時者同士での話合いを丁寧に行い、お互いの気持ちを伝え合い謝り今後同じようなことが起きないように確認。全て解決済み。
- イ前年度の取組の成果及び課題
 - ・早期発見と早期対応の徹底

(2) 未然防止

- ・いじめ撲滅三原則を各学級・各教室に子供に分かりやすい言葉に変えて掲示し日常的に指導すると共に、みんなの日（いじめについて考える日）にいじめについての授業を行い、いじめは絶対にいけないことを指導しいじめ撲滅を徹底する。
- ・西中学校区で連携し、「いじめをなくそう子供会議」で確認した活動を進める。具体的には、ありがとうポストの取組、いじめ防止標語の取組、あいさつ運動の取組を進めていく。
- ・人権を大切にする学級経営を進め、一人一人の良さをお互いに認め合う人間関係づくりを推進する。（居場所づくり、自己有用感の育成等）
- ・生活指導部の取組として、毎週一回生活指導朝会を開き児童について共通理解をすると共に、学期に一度生活指導全体会を開き、児童一人一人について共通理解を深めいじめの未然防止に取り組む。
- ・特別支援校内委員会の取組として、巡回相談の活用、幼小中の連携、補助員の活用を進め、一人一人のニーズに合った教育を推進する。
- ・道徳教育、人権教育（平和教育）を推進し規範意識を高め自己有用感の育成に取り組む。
- ・情報教育（インターネットの利用などの情報モラル教育）を推進する。
- ・特別支援教育を推進し、一人一人のニーズに合った教育を推進する。
- ・体験活動を充実させると共に、各教科等ではわかる授業作りに取り組み、子供たちの学習意欲の向上に努める。
- ・特別活動において縦割り班活動を取り入れたり、クラブや委員会において他学年が一緒に活動したりする取組みを通して児童相互の理解を深め、協力して助け合う態度や連帯感を養う。
- ・スクールカウンセラーに気軽に相談できる体制をつくり、子供たちの抱える様々な悩みに対して応えられる環境を整える。
- ・保護者・地域と連携し子供たちの豊かな心の育成に努める。
- ・関係諸機関（民生委員・主任児童委員・子ども家庭支援センターなど）と連携し、子供たちのわずかな変化に対応できるようにすると共に、子供たちの豊かな心の育成に努める。

(3) 早期発見

- ・ふれあい月間の取組（アンケートの活用、面談）
- ・S Cによる全員面接（小学5年）の取組
- ・校内みまもり隊との情報共有
- ・学級集団アセスメントの実施
- ・日記、相談箱等の活用
- ・教職員間の情報共有の取組（管理職への報告）
- ・保護者・地域との連携、相談体制の整備及び保護者・地域への啓発

4 早期対応

- ・いじめの判断（事実の確認、定義との比較）
- ・初期対応
- ・被害児童、加害児童への対応（懲戒）
- ・被害児童の保護者、加害児童の保護者への対応
- ・警察への通報及び教育委員会への報告

5 重大事態への対処

- ・教育委員会、関係諸機関（警察等）への報告、連携
- ・いじめ調査委員会による再度の状況把握、事実確認
- ・関係保護者への対応（臨時保護者会等）

6 SNS 東京ルールの活用

- ・「SNS あきる野ルール」の全校児童に周知・徹底
- ・「SNS 東京ルール」及び「SNS あきる野ルール」の家庭への周知
- ・「SNS あきる野ルール」を踏まえた家庭でのルール作りの依頼

7 その他

(1) 評価について

- 学校評価に、いじめに関する取組についての項目を設定し、評価・改善を行う。
- 教職員に対しては、年間計画に基づき取組アンケートを定期的に実施し、「いじめ・不登校防止対策委員会」が中心となって結果を集約し、成果と課題を明確にする。

(2) 校内研修

- 年度初めに、学校基本方針を全教職員で確認し、共通理解を図る。
- 「いじめ・不登校防止対策委員会」を中心に、いじめ対応について意図的・計画的に研修を実施させる。
- 職員会議でテーマを決めた管理職による講話や学年ごとに協議をする場を設定する。
- 若手教員には、主任教諭や指導教員を中心に、学級経営のやり方やいじめの初期対応、保護者への連絡等について指導させる。
- 教育相談研修会の開催

(3) 保護者・地域との連携

- 年度当初、学校経営方針を保護者会で配布し、校長が説明する。
- 学校便りや学年便りで「ふれあい月間」の取組予定を紹介し、保護者の関心を高める。
- 年3回の保護者会にて情報交換を行う。
- 個人面談で児童の様子を聞き取る。
- 道徳授業地区公開講座を9月の土曜日に開催し、道徳教育について意見交換をする。
- 子供たちの安全を守る地域の会（みまもり隊）との日常的なふれあい活動を推進する。
- 児童、職員が地域の行事に積極的に参加し連携を深める。
- 青少健の主催する行事への参加を呼びかける。

(4)年間計画(未然防止、早期発見のための取組)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教員・S.C.の取組	取組評価アンケート			ふれあい月間の取組	アンケート実施分析				ふれあい月間の取組	アンケート実施分析		ふれあい月間の取組	アンケート実施分析
	授業交流		授業観察					授業交流週間			授業観察		
	SC	5年生全員面接		→									
	みんなの日	朝会(校長講話)	道徳授業	学活(ふれあい)	学活(夏休み過ごし方)		道徳授業	道徳授業	学活(ふれあい)	道徳授業	朝会(校長講話)	学活(ふれあい)	学活(人権・平和)
	生活指導朝会	→											→
	いじめアンケート			児童アンケート面接					児童アンケート面接			児童アンケート面接	
	会議・研修(生活指導)			生活指導全体会		教育相談研修			生活指導全体会				生活指導全体会
児童会の取組	縦割り活動	花いっぱい活動 秋川音頭練習	花いっぱい活動 秋川音頭練習	縦割り集会				花いっぱい活動	花いっぱい活動				花いっぱい運動
	児童会	1年生仲間入りの会		あいさつ運動(小中一貫)	「いじめをなくそう」子ども会議			ロング集会 クリーン大作戦	思いやり標語作り(小中一貫)	ユニセフ募金		ありがとうポスト(小中一貫)	6年生を送る会
保護者地域との連携	保護者との連携	いじめ対策の説明(保護者会)	個人面談	保護者会				保護者会			保護者会		
	PTA青少研			すもう大会	サマーキャンプ		ウォークラリー				ドッジボール大会	マス釣り	
	みまもり隊	セーフティ教室での交流											意見交換会
	地域	お祭りへの参加		ほたる祭り	お祭りへの参加								
学校行事			運動会				道徳授業 地区公開講座		音楽会		伝統・文化発表会		人権・平和教育